

「総務省組織令の一部を改正する政令」（平成17年政令第280号）及び「総務省組織規則の一部を改正する省令」（平成17年政令第134号）が平成17年8月15日付で公布・施行されました。消防庁に新たに「国民保護・防災部」が設置され、組織体制の充実強化が図られました。

## 1 国民保護・防災部の設置の目的

平成16年4月施行の消防組織法の一部改正により、緊急消防援助隊に係る消防庁長官の指示権が創設されたことにより、緊急消防援助隊の全国的な運用調整を行う責務が消防庁に生じることになります。

また、国民保護法の施行により、消防庁が新たに法運用上の基幹的な役割を果たすこととなり、警報伝達や避難指示、安否情報の収集・提供など、法の実効性を高めるための運用面での責任が生じ、消防庁は旧来からの「政策庁」から、「危機管理」・「治安」に対する「政策・実施庁」への変革が求められています。

特に、重要案件において的確に対応し、より明確な責任体制を確立する必要があります。従来体制では大規模災害時に幹部が現地派遣要員等として不在となるため、意思決定や業務の遂行に重大な滞りが生じること考えられます。そのため、災害発生時に万全な応急体制を確保すること等を目的として、平時から不断なる責任体制の整備・強化を図るため、消防庁は新たに国民保護・防災部を設置することとなりました。

国民保護・防災部は、大規模地震対策、消防防災の情報通信システム、消防応援・支援、テロ対策、国民保護の企画・運用等の緊急対応や地方公共団体との連絡調整等の各業務を統括することになります。

これにより担当業務の専門性の確立、責任体制の明確化が図られるとともに、所掌事務の重要案件について、的確な判断と迅速な決断を行うことが可能となります。

## 2 国民保護・防災部設置に伴う組織改正

新設された国民保護・防災部には、防災課及び従来の防災課の課内室（特殊災害室を除く。）を設置し、従来総務課の課内室であった国民保護室・国民保護運用室が設置されます。

国民保護・防災事務に係る緊急対応や都道府県・市町村との連絡調整等の業務については、国民保護・防災部において、明確な責任体制の下、一元的に実施することとなります。

また、従来消防課において所掌していた消防団業務については、防災課に移管することとなり、消防団業務と自主防災組織の関係業務を一体的に担うことにより、地域防災力の強化が図られます。

なお、従来の震災等応急室については、全ての災害・事故等の緊急事態発生時における情報集約等の初動対応を担当することとなるため、その名称を「応急対策室」に変更されるとともに、従来の救急救助課が所掌していた航空業務についても、新たに応急対策室において所掌することとなりました。

予防課につきましては、防火安全室の業務を統合し、従来救急救助課に設置されていた特殊災害室を、原子力災害業務を除いた形で新たに予防課の課内室として設置されます（原子力災害業務については防災課において所掌）。

従来の消防課について、新たに「消防・救急課」に改組し、従来救急救助課が所掌していた救急業務につきましては、救急需要の急増等を背景とする救急業務の高度化、医療機関との一層の連携強化等山積みする課題に専門的に対応する部門として、新たに設置する「救急企画室」において所掌することとなります。

また、日々、変化の多い消防防災の行政課題に柔軟に対処し、災害時における応急対応に関して効果的な対策をとる必要性から、国民保護・防災部に新たに応急対策担当の「参事官」を設置し、主として救助・国際緊急援助隊・国際協力に関する企画立案・運用等を担当するほか、特命事項として、災害時における消防の応援・緊急消防援助隊、消防防災の情報システム、救助等に関して、緊急対応

等の調整に関する事、平時からの緊急対応に関する企画立案・運用に関する事等について、処理にあたることとなります。

さらに、災害発生時における財政支援措置等、平時からの財政支援措置等に係る緊急対応に関する企画立案・運用、また、災害発生時における情報通信システム等の確保、平時からの情報通信システム等に係る緊急対応に関する企画立案・運用等を所掌させるため、充て職の参事官2名が配置されます（自治財政局財政課長、総合通信基盤局基幹通信課長がそれぞれ併任）。

「国民保護・防災部」は消防庁において、初めて設置された部であり、大規模災害が頻発する現在、消防庁のより一層の体制強化は不可欠であり、国民の安心・安全を確保するための精力的な活動が期待されております。

## [総務省消防庁の組織改正について](#)

[▲このページの上に戻る](#)

### 目次

---

1. 総務省消防庁の組織改正について
2. [平成16年版救急・救助の概要（速報）](#)
3. [自主防災組織教育指導者に対するあり方に関する調査研究委員会（第2回）](#)
4. [災害情報（宮城県沖地震・台風14号と豪雨による被害）](#)
5. [新住宅防火対策の推進に関する調査研究会](#)
6. [平成17年度婦人防火クラブ連絡協議会幹部地域研修会（関東地区・近畿地区）](#)
7. [消防殉職者慰霊祭の実施](#)
8. [地方からの便り](#)
9. [あなたも危険物取扱者・消防設備士](#)
10. [日本防火協会からのお知らせ](#)